

熊本県告示第 976 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 15 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
菊池都市計画道路 3・4・5 号 隈府中央線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
菊池市大字隈府字上堀の外、字前田、字藪ノ内及び字町の各一部
- 3 都市計画の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第 977 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 15 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
八代都市計画道路 3・4・11 号 西片西宮線
八代都市計画道路 3・4・29 号 西片新八代停車場線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
八代市西宮町字階下の一部
同市西片町字小寺、字源六、字米の口、字乙津、字下通丸、字餅田、字小路口、字園田、字一丸田、字反枚田及び字百田の各一部
同市上日置町字八坪の一部
- 3 都市計画の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第 978 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 15 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
痴呆性高齢者グループホーム グループ リビング ヒューマンケア 菊池郡合志町幾久富 1909 番地 700	有限会社ヒューマン・ケア	平成 15 年 9 月 16 日

公 告**熊本県公告第 691 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和 45 年熊本県規則第 47 号）第 2 条の規定に基づき、植木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（植木都市計画区域マスタープラン）に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成 15 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
植木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
（植木都市計画区域マスタープラン）
- 2 開催日時
平成 15 年 10 月 25 日（土曜日）午後 2 時から
- 3 開催場所
植木町役場 2 階会議室 鹿本郡植木町岩野 238-1